

## 2 岡山県岡山市 操明学区連合自主防災会

### (1) 取組の背景

#### ①防災マップ作成の背景

操明学区連合自主防災会のある岡山市は旭川流域連絡協議会に属し、河川行政施策や川を活用した地域づくりに関する意見交換や、域内の交流・連携並びに情報発信を行っている。同連絡協議会は、3市6町1村、岡山県及び国土交通省の委員で構成されている。

防災マップの作成は、同協議会が実施した「地域防災体制の構築に向けての自主防災会育成」の一環として、地域特性の異なる旭川上・中・下流域から各1地域をモデル地域として選定し、取組を進めたものである。



操明学区連合自主防災会

顧問 岡本 茂氏

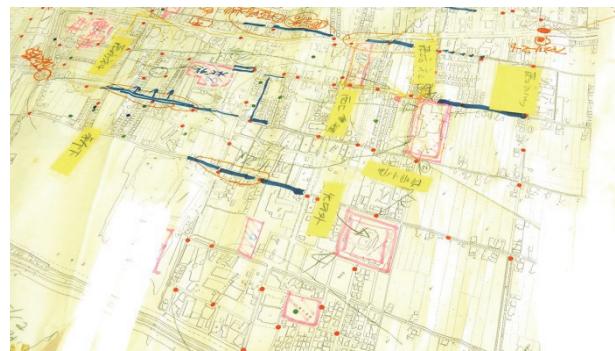
#### ②地域特性

操明学区連合自主防災会は、約3,000世帯（14単位自主防災会：約8,000人）で構成される自主防災組織である。連合組織として、隣の町内会（自主防災会）が被害を受けた場合、周辺地域が支援を行うなど、学区を挙げて災害に対応する体制を築いてきた。町内会ホームページへの防災情報を掲載したり、ウォーキングに地区内の危険個所等を組み込んだりと、防災意識の高揚に努めている地域である。

### (2) 取組の内容

#### ①防災マップの作成

操明学区連合防災会では、平成16～17年度の事業として防災マップを作成した。作成にかかった期間はおよそ6か月である。連合防災会の初代会長であり、現顧問の岡本茂氏は「平成17年2月に作成を開始し、手書きの原稿ができるまでおよそ3か月、その後、検討や修正を経て完成するまでに同じくおよそ3か月、合計6か月かかりました」と説明する。



防災マップの原稿

#### ②具体的な作成手順

防災マップ作成に当たってはまち歩きを実施した。各单位自主防災会が中心となって3人程度の小グループを作り、各地区を回って防災上の課題を確認し、地図に記入していく。元となる地図は、市が販売している地図を地区ごとに細かく切り分けたものを使用した。

岡本氏は「あれもこれも一度にやろうとせず、例えば『消火器』『公衆電話』というように、テーマを絞って記入していくのが早道だと思います」という。また、例えば3人のグループなら、2人が現地を見て、1人は地図に書き込むことに集中する、といったやり方が望ましいそうだ。

### (3) 取組の特徴

#### ①立地企業への協力要請

操明学区連合自主防災会では、まち歩きに際し、防災状況の調査と並行して立地企業への協力要請も行った。

「特に、企業の所有地を一時避難場所等に利用させてもらう許可を得るのに時間がかかりました」と岡本氏。大企業になるほど、許可を得るまでの手続が煩雑となり、時間もかかったという。岡本氏は「そういうときは、防災マップに企業名を掲載することを提案すると、話がスムーズに進みました」と言い、企業が協力を申し出やすい条件を提示することも必要のようだ。



操明学区連合自主防災会

副会長 森光 肇氏

#### ②大手地図制作企業の協力

地図の作成は大手地図制作企業（ゼンリン）の協力を得て行った。また、同社の子会社によるコンサルティングも活用している。「防災マップの作成作業中は、毎月4～5回もの打ち合わせを実施したこともありました」と岡本氏は振り返る。

防災マップに使用する各種の図記号（アイコン）については、操明学区連合自主防災会が作成し、版権をゼンリンに売却すると共に、無償で使用できる権利を取得するかたちとした。

#### ③要支援者の情報管理

操明学区連合自治防災会の副会長で、要支援者対応を担当する森光肇氏は「要支援者（災害時要配慮者）に関しては、別途名簿を作成して個別に対応しています」と説明する。平成27年6月に岡山市要配慮者避難支援全体計画が改訂され、市における方向性が定まったことを受け、操明学区においても「災害時要支援者名簿への登録について」というチラシを作成して全戸に配布、いわゆる「手上げ方式」により、希望者と話し合いの上、登録を行った。

市の全体計画では、災害対策基本法に基づき、要支援者名簿を市が作成すること、及び自主防災会・町内会等が支援者となり得ることが明記されている。実際の基準は、おおむね要介護3以上、身体障害者1・2級、療養手帳所持者などと

災害時要配慮者名簿への登録について

下記を参考にして、該当し、なまけつ名簿へ登録を希望される  
本人・家族の方からお書きください。(下の欄へ記入し、**原稿用紙**  
またはA4用紙(表紙)に記入して、**窓口に提出**して下さい)。  
希望された場合は、**9月15日**に登録を取った上で、話を聞かせて  
いただきます。

期日 9月15日

●災害時要配慮者とは  
「災害時要配慮者」とは災害が起きた時、あるいは起きそうなときに、何らかの  
支援がないと自らの安全を確保できない人をさします。

◎想定される主な灾害時要配慮者  
◎高齢者（一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯など）  
◎介護する人  
◎障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者など）  
◎難病患者、癌患者  
◎乳幼児・妊娠  
◎外国人など

◎災害時要配慮者の特性  
① 災害の危険を察知するこ  
とが困難である。  
② 自分の身に危険が迫  
迫しているても、支援者に  
助けを求めることができ  
ない、もしくは困難である。  
③ 災害を知らせる情報を受  
け取ることや正しい理解す  
ることでできない、もしく  
は困難である。  
④ 危険を知らせる情報が受  
け取っても、それに対応  
して行動することができ  
ない、もしくは困難である。

該当者の氏名、可能な限り電話番号を記入して下さい

期日 9月15日

操明学区連合自治防災会 会長  
期日 9月15日

災害時要支援者名簿への登録について

要支援者支援活動名簿

防災会員名	平成 年 月 日現在
第一番号：氏名	生年月日
性別	電話
避難支援等を希望する理由	
その他	

かかりつけ医院等

医院等名
住所
連絡先

緊急時連絡先（親族他）

氏名
住所
連絡先

避難先名

避難先電話番号

避難先住所

操明学区連合自治防災会 地区自主防災会  
班

通報は落ち着いて!  
放送 警笛 うらら  
110番

住所 086-901-1642 (平日)  
086-901-1600 (休日、夜間)  
086-901-1643 (災害時ののみ)  
理室 086-803-1082  
086-234-5959  
0120-411353

内 容

危険を感じたらすぐ避難しましょう

要支援者支援活動名簿（本人用） 表面／裏面

なっており、市の危機管理課の担当者が中心となり、単位自治会の担当者も協力して、希望者に対する聞き取りを行った。

#### ④要支援者の避難対応

支援者としては、各単位自治会の班長やエリア長などを指定している。具体的な要支援者への対応としては、所定の「要支援者支援活動名簿」に緊急連絡先やかかりつけ医などのほか、支援者名や連絡先を記入しておき、本人及び支援者の双方が所持しておく。災害時には、支援者がこの名簿を見て対応するほか、本人からも支援者に連絡が取れる体制になっている。



操明学区連合自主防災会  
会長 小田 光雄氏

### (4) 取組の成果

#### ①防災マップに関する成果

防災マップは、使い勝手を考慮して、ふすまの幅に収まる寸法としてあることから、各家庭では壁に貼るなどして活用されている。連合自主防災会の現会長・小田光雄氏は「まち歩きや防災マップ作成などの作業を通じて、日頃、関心の薄かった住民の防災意識が高まる効果が見られました」と語る。

一方、副次的な効果としては、企業の協力が得やすくなったことが挙げられる。まち歩きの際に「この場所が一時避難場所として使えるのではないか」といった発見があれば、土地の所有企業に協力を依頼し、防災マップへの社名掲載などの条件を提示して、協力を得られるよう調整してきた。「例えば、電力会社の所有地は従来、市の担当者の依頼によって鍵を開けてくれる決まりでしたが、現在は自治会の依頼でも対応してくれるようになりました」と小田氏。

#### ②防災に関する成果

防災マップが完成したのと同時に、市が実施する地域の防災訓練に、連合自主防災会が中心となって取り組むようになった。岡本氏によれば「これをきっかけに、住民の防災意識が高まると共に、自主防災会に対する理解も広まり、取組が活性化されたと思います」ということだ。

防災訓練には、班別の防災マップを持って参加してもらうこととした。これにより、防災マップの実践的な活用方法についての理解・普及も進んだ。防災マップを班別の小さなエリアに区切って作成したこともあり、住民が災害時の状況をイメージするのに役立った。

### (5) 他地域へのアドバイス

#### ①防災マップの作成方法

「防災マップ作成のためのまち歩きは、3名程度の少人数で行うのがよいと思います」と岡本氏は語る。少人数で確認した現地の情報を元に、再度、連合自主防災会として確認を行い、防災マップの原稿とした。その際、ポイントとしたことは以下の3点だという。

- ・小さいエリアに区分して作成すること
- ・どこへ逃げるかを明確にすること
- ・個人情報を入れないこと（個人情報入りは別図とする）

こうした簡単な防災マップを作ることが、利用価値を高めることにつながるという。操明学区の事例からは、町内会の班長が対応できるように、10～20世帯の単位で避難する態勢をフォローできる防災マップが望ましく、実用性が高いと考えられる。

## ②要支援者情報の取り扱い

要支援者情報の取り扱いについては、災害対策基本法にも市町村が主体と定められていることから、基本的には市が主導して進めるのがよいと考えられる。一方で、実際の災害時に対応するのは自治会や自主防災会であることから、支援者として個人情報等を把握しておく必要も高い。

「そのためには『対象者の話をよく聞く』ことに尽きます。事務的に『制度ができましたから登録してください』という姿勢ではだめで、『このような制度がありますが、どうしますか？』というように、対象者一人ひとりと丁寧に話をして、理解を得る努力が不可欠です。名簿に記入する内容も、対象者本人の話をよく聞いて、引き出していくしかありません」と森光氏は語る。

## ③資金について

防災マップの配布に関しては、当初、連合自主防災会で購入し、単位町内会に販売することを予定していた。しかし、連合町内会の10周年記念事業として費用が出ることになったため、無償で全戸配布を行うことができた。防災マップ作成は、事業費の確保が難しいので、このように、資金確保に当たっては、周辺事業の一環として捉えることも一案であると考えられる。

操明学区連合自主防災会の活動資金として、連合町内会からは年間13万5,000円の支出を受けている。このうち、防災活動費に充てているのは5～6万円であり、内訳は資料代、会議費などとなっている。



Copyright (C) 2005 ZENRIN., LTD. (Z06A-第 2450 号)

防災マップの完成版